

宮保福第2034号

平成28年 1月26日

(介護予防) 福祉用具貸与事業所
特定 (介護予防) 福祉用具販売事業所の管理者 様

宇都宮市長 佐藤 栄一
(保健福祉部保健福祉総務課扱)

福祉用具専門相談員の資格要件について

日ごろから本市の保健福祉事業につきまして、御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年4月1日の介護保険法施行令の改正により、福祉用具専門相談員の要件が「福祉用具に関する知識を有している国家資格保有者及び福祉用具専門相談員指定講習修了者」のみとなったところであります。現在のところ、経過措置として「都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修の修了者（介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程修了者、介護職員初任者研修課程の修了者）」も認められておりますが、平成28年3月31日をもって経過措置期間が終了します。

つきましては、適正運営の確保の観点から、下記のとおり、書類の提出をお願いいたします。なお、本内容を市ホームページにも掲載しておりますのでご確認ください。

記

- 1 提出物 平成28年4月分の全従業者の勤務形態一覧表
福祉用具専門相談員の資格者証の写し
- 2 提出期限 平成28年2月29日（月）
- 3 提出先 宇都宮市役所保健福祉部保健福祉総務課介護事業者指導グループ
- 4 提出方法 郵送又はD5窓口へ持参

<問い合わせ先>
宇都宮市保健福祉部保健福祉総務課
(介護事業者指導グループ)
TEL 028-623-2932
E-mail u1901@city.utsunomiya.tochigi.jp